

## 佐世保市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実施要領

佐世保市における成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（以下「予防接種」という。）について、下記のとおり必要な事項を定める。

### 1 接種対象者

予防接種の対象者は、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び予防接種施行令（昭和23年政令第197号）に基づく定期の予防接種のうち、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の対象となる佐世保市民。

### 2 実施回数

予防接種は1回の実施とする。

### 3 個別予防接種

原則として個別予防接種とし、十分な予診や被接種者の意思確認を確実にを行い実施するものとする。

### 4 予防接種実施機関

予防接種実施機関（以下「実施機関」という。）は、医療機関（老人保健施設等を含む）のうち、佐世保市と委託契約を交わした機関とする。

### 5 委託契約

実施機関は、「佐世保市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実施要領」を了知したうえで、佐世保市と別途契約するものとする。

### 6 委託契約の方法

- (1) 佐世保市医師会（以下「医師会」という。）加入の医療機関は、「指定依頼申請書」を医師会に届け、医師会は届けのあった医療機関の代表人として佐世保市と契約を締結するものとする。
- (2) 前号に規定する機関以外の実施機関は、「指定申請書」を佐世保市に提出し、その後、佐世保市と契約を締結するものとする。
- (3) 実施機関を廃止する場合についても前2号と同様とする。

### 7 負担金の徴収

被接種者の自己負担金については、実施機関にて定めるものとする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）における被保護者が「生活保護受給証明書」を提出した場合又は医療機関が「生活保護法医療券・調剤券」「生活保護法介護券」により被保護者と確認できる場合（いずれも接種日の当該月のもの）は徴収しないものとする。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）における、支援給付対象者が、本人確認証を提示した場合も同様とする。

### 8 接種対象者への周知方法

佐世保市は、接種対象者に対し、広報させば等により適宜、予防接種について周知を行うものとする。

## 9 予防接種の実施内容

医師は、予防接種を実施するに当たり、次の事項を確実に行うものとする。

- (1) 薬品並びに用具について、不備、期限切れがないか確認をする。
- (2) 予防接種前には必ず予診、問診、診察を行う。
  - (ア) 予診票の点検
  - (イ) 予防接種の効果と副反応、予防接種健康被害救済制度について説明する。
  - (ウ) 予診票の医師署名ほか必要な事項を記入する。
  - (エ) 問診、診察（視診及び聴診）を行う。
- (3) 接種
  - (ア) 厚生労働省が定期的予防接種に使用するワクチンとして定める肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）にかかるワクチンを1回筋肉内に注射するものとする。
  - (イ) 接種量は、0.5mlとする。

## 10 予診票

予防接種予診票（以下「予診票」という。）は、3部複写になっている。1枚目は実施機関での保存用、2枚目は佐世保市への提出用、3枚目は本人への接種済証とする。

### 1.1 予防接種実績報告書及び請求書の提出

- (1) 医師会加入の医療機関は、予診票の2枚目の予防接種連絡票『以下「連絡票」という。（第1項第2号及び負担免除の対象者を接種した場合は裏面に証明書等（写しも可）の添付を要す）』を予防接種実績報告書（以下「報告書」という。）と共に月毎にまとめ次第、医師会に提出するものとする。医師会は、提出のあったものをまとめ請求書を作成し、連絡票・報告票・請求書を接種月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。
- (2) 前号に規定する機関以外の実施機関は、連絡票（第1項第2号及び負担免除の対象者を接種した場合は裏面に証明書等（写しも可）の添付を要す）を「予防接種実績報告書及び請求書」と共に月毎にまとめて、接種月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。

### 1.2 その他

この要領にない案件が生じたときは、必要により佐世保市は佐世保市医師会又は前項第2号に規定する実施機関と協議するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年2月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。